

法人税実務事例検討

前期に購入した減価償却資産に係る
値引きの取扱い

E Y 税理士法人 顧問
税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

前期（平成 26 年 3 月期）に購入した減価償却資産に係る値引きを受けた場合、その値引額のうち一定の金額をその減価償却資産の取得価額から減額することができる。

事 例

当社は食品の製造業を主たる事業としており、前期（平成 26 年 3 月期）に食料品製造業用装置を 10,000,000 円（税抜き）で購入したところ、作業効率が向上したため、さらに老朽化した製造設備を廃棄し、同じ食料品製造業用装置を追加購入することを検討しました。

当社は、この食料品製造業用装置の製造メーカーに対して、同じ食料品製造業用装置の追加購入を検討している旨を伝え、値引きを要求したところ、当期に購入する B 機械装置の値引きだけでなく、前期に購入した A 機械装置についても本体価格 300,000 円及び消費税等 15,000 円の合計 315,000 円の値引きに合意してもらいました。

当社は、この A 機械装置に係る値引きを取得価額から減算するという会計処理をしましたが、税務処理も同様でよろしいですか。

なお、A 機械装置の前期の減価償却後の帳簿価額は 8,000,000 円です。

【当社の会計処理】

銀行預金	315,000 円	／	A 機械装置	300,000 円	
			／	仮払消費税等	15,000 円

I ▶ 本事例における法令等の検討**1 購入した減価償却資産の取得価額**

法人税法施行令第 54 条（減価償却資産の取得価額）第 1 項 1 号において、購入した減価償却資産の取得価額について規定されています。

第 54 条 減価償却資産の第 48 条から第 50 条まで（減価償却資産の償却の方法）に規定する取得価額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 購入した減価償却資産 次に掲げる金額の合計額
 - イ 当該資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購

入手料、関税（関税法第 2 条第 1 項第 4 号の 2（定義）に規定する附帯税を除く。）その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

- ロ 当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

2 固定資産について値引き等があった場合

減価償却資産を含む固定資産について値引き等があった場合について、法人税基本通達 7-3-17 の 2（固定資産について値引き等があった場合）では、以下のよう

法人の有する固定資産について値引き、割戻し又は割引（以下 7-3-17 の 2 において「値引き等」という。）があった場合には、その値引き等のあった日の属する事業年度の確定した決算において次の算式により計算した金額の範囲内で当該固定資産の帳簿価額を減額することができるものとする。

（算式）

$$\text{値引き等の額} \times \frac{\text{値引き等の直前における当該固定資産の帳簿価額}}{\text{値引き等の直前における当該固定資産の取得価額}}$$

- (注) 1 当該固定資産が法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、算式の下母及び分子の金額はその圧縮記帳後の金額によることに留意する。
- 2 当該固定資産についてその値引き等のあった日の属する事業年度の直前の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）から繰り越された特別償却不足額（特別償却準備金の積立不足額を含む。以下 7-3-17 の 2 において同じ。）があるときは、当該特別償却不足額の生じた事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）においてその値引き等があったものとした場合に計算される特別償却限度額を基礎として当該繰り越された特別償却不足額を修正するものとする。

II 本事例における取扱いの検討

1 減価償却資産の取得価額を減額しているか

上記 I 2 に記載のとおり、『法人の有する固定資産について値引き、割戻し又は割引（値引き等）があった場合には、その値引き等のあった日の属する事業年度の確定した決算において次の算式により計算した金額の範囲内で当該固定資産の帳簿価額を減額することができるものとする。』と定められており、法人が値引き等を雑収入等の収益科目に計上した場合には、その取扱いは認められないものと考えられますが、貴社は、A 機械装置に係る値引き等をその機械装置の取得価額から減額する会計処理を行い、雑収入等の収益科目に計上しないことから、通達の取扱いが認められます。

2 減額する金額の計算

貴社が前期に購入した A 機械装置の取得価額は 10,000,000 円であり、前期の減価償却後の帳簿価額は 8,000,000 円であることから、 $300,000 \text{ 円} \times 8,000,000 \text{ 円} / 10,000,000 \text{ 円} = 240,000 \text{ 円}$ が減額することができる限度額となります。

ところで、貴社は A 機械装置の取得価額から 300,000 円を減額しており、減額することができる 240,000 円を超えているため、その超える部分の金額 60,000 円については、前期に購入した A 機械装置の購入代価の修正であることから、前期損益修正益として計上することが相当です。

したがって、貴社は会計処理を修正する必要があります。

なお、貴社が製造メーカーから A 機械装置を購入した時点の消費税率は 5% であることから、本体価格 300,000 円に消費税等 15,000 円も加えて合計 315,000 円が対価の返還となります。

(貴社)

【会計処理】

銀行預金	315,000 円	／	A 機械装置	300,000 円
			／ 仮払消費税等	15,000 円

【税務処理】

銀行預金	315,000 円	／	A 機械装置	240,000 円
			／ 前期損益修正益	60,000 円
			／ 仮払消費税等	15,000 円

【会計修正】

A 機械装置	60,000 円	／	前期損益修正益	60,000 円
--------	----------	---	---------	----------

〔参 考〕

貴社と製造メーカーとの交渉により、当期において製造メーカーから販売奨励金を受領することに合意した場合には、A機械装置の取得価額を減額するのではなく、雑収入として会計処理することになります。

なお、貴社と製造メーカーとの販売奨励金に係る合意時期が平成 26 年 4 月 1 日以降であることから、販売奨励金 300,000 円及び消費税等 24,000 円の合計 324,000 円が対価の総額となります。

(注) 消費税法基本通達 12-1-2 (事業

者が収受する販売奨励金等) では、『事業者が販売促進の目的で販売奨励金等の対象とされる課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先(課税仕入れの相手方のほか、その課税資産の製造者、卸売業者等の取引関係者を含む。)から金銭により支払を受ける販売奨励金等は、仕入れに係る対価の返還等に該当する。』と定められていますので、販売数量や販売高に応じていない販売奨励金は、仕入れに係る対価の返還等に該当しないこととなります。

【貴社の会計処理】

銀行預金	324,000 円	／	雑収入	300,000 円	
			／	仮受消費税等	24,000 円

(了)

大蔵財務協会 刊行書籍のご案内

本誌ご購入者は
定価の 2 割引・送料当会負担



～教えて 税理士さん～ これで安心 改正相続税ガイドブック

東京税理士会 調査研究部 編 B 5 判・176 頁・定価 1,500 円 (本体価格 1,389 円 + 税)

今後、課税対象者の範囲が拡大する相続税。どのようなケースで相続税がかかるのか、また、相続に備えておくべき事項などについて、税の専門家である税理士がやさしく解説します。

お申し込みは 大蔵財務協会 電話 03 (3265) 4141 FAX 03 (3264) 0524